

○内閣府令第 号
厚生労働省

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）及び新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第 号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、労働金庫法施行規則及び労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 後藤 茂之

労働金庫法施行規則及び労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令

(労働金庫法施行規則の一部改正)

第一条 労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省
労働省 令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(電磁的方法)</p> <p>第一条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「法」という。)<u>第十三条第四項</u>(法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。)<u>に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</u></p> <p>「一・二 略」</p> <p>2 「略」</p> <p>(労働金庫法施行令に係る電磁的方法)</p> <p>第二条 労働金庫法施行令(昭和五十七年政令第四十六号。以下「令」という。)<u>第一条の三第一項又は第一条の九第一項の規定により示すべき電磁的方法(法第十三条第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)</u>の種類及び内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>(書面による議決権行使の期限)</p> <p><u>第二条の二</u> 法第十三条第八項(法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。)<u>において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百十一条第一項に規定する内閣府令・厚生労働</u></p>	<p>(電磁的方法)</p> <p>第一条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「法」という。)<u>第十三条第五項</u>(法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。)<u>に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</u></p> <p>「一・二 同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>(労働金庫法施行令に係る電磁的方法)</p> <p>第二条 労働金庫法施行令(昭和五十七年政令第四十六号。以下「令」という。)<u>第一条の三第一項の規定により示すべき電磁的方法(法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)</u>の種類及び内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「条を加える。」</p>

省令で定める時は、総会の日時の直前の業務取扱時間の終了時（第三十八条第三号ロに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号ロの特定の時）とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第二條の三 法第十三条第八項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十二条第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める時は、総会の日時の直前の業務取扱時間の終了時（第三十八条第三号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号ハの特定の時）とする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第五條 次に掲げる規定に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第十三条第八項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十二条第五項

二 七 五 「略」

六 法第四十一条の三において準用する会社法第三百九十六条第二項第二号

七 七 四 「略」

2 法第九十四条第一項、第三項、第五項又は第七項において準用

「条を加える。」

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第五條 「同上」

「号を加える。」

一 七 四 「同上」

五 法第四十一条の三において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百九十六条第二項第二号

六 六 十三 「同上」

2 法第九十四条第一項、第三項、第五項又は第七項において準用

する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四十二条第三項第六号、第四十五条第三項第二号の三、第八十二条の四第一項、第二百二十五条第四号、第三百三十一条第二項及び第五百二十二条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める措置は、これらの規定の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（定款の変更等の認可を要しない場合）

第十三条 法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合

イ 「略」

ロ 法第五十八条の二第二項の認可を受けて行う会員以外のもの（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金の受入れ及び会員以外のものに対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

「ハ」ホ 略」

二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合

する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四十二条第三項第六号、第四十五条第三項及び第五項第二号の三、第八十二条の四第一項、第二百二十五条第四号、第三百三十一条第二項並びに第五百十二条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める措置は、同項の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（定款の変更等の認可を要しない場合）

第十三条 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 法第五十八条の二第二項の規定による認可を受けて行う会員以外のもの（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金の受入れ及び会員以外のものに対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

「ハ」ホ 同上」

二 「同上」

イ 法第五十八条の三第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項ただし書（法第五十八条の五第五項において準用する場合を含む。）又は第五十八条の五第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の認可を受けた認可対象会社（法第五十八条の三第三項又は第五十八条の五第三項に規定する認可対象会社をいう。以下同じ。）を子会社（法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）としようとするとき。

ロ 銀行法第三十七条第一項の認可を受けた総会の決議に係る金庫の事業の一部の廃止

ハ 「略」

〔三・四 略〕

（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）

第十四条 法第三十二条第六項（法第五十八条の四第九項（法第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。）、令第五条第五項並びに第四十五条第十八項、第四十七条第五項、第四十七條の二第五項、第四十九条第三項、第五十条の二第五項、第六十三條第三項、第六十九条第三項及び第八十三条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第三号及び

イ 法第五十八条の三第三項又は法第五十八条の五第三項の規定による認可を受けた認可対象会社（法第五十八条の三第三項又は法第五十八条の五第三項に規定する認可対象会社をいう。以下同じ。）を子会社（法第三十二条第五項に規定する「子会社」をいう。以下同じ。）としようとするとき。

ロ 銀行法第三十七条第一項の規定による認可を受けた総会の決議に係る金庫の事業の一部の廃止

ハ 「同上」

〔三・四 同上〕

（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）

第十四条 法第三十二条第六項（法第五十八条の四第八項（法第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。）、令第五条第五項並びに第四十五条第十五項、第四十七条第五項、第四十九條第三項、第五十条の二第四項及び第八十三条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第二百二条並びに第一百五條を除き、以下同

第四号並びに第四項、第一百二条並びに第一百五条を除き、以下同じ。)とする。

〔一・二 略〕

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号、第四十五条第七項第一号及び第五十条の二第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

〔四・五 略〕

〔2〕4 略〕

（役員又は参事の兼職の認可の申請等）

第十五条 金庫を代表する理事並びに金庫の常務に従事する役員及び参事（次項において「金庫の役員等」という。）は、法第三十条第一項ただし書の規定により、会員の資格として定款で定めるものに該当しない金庫その他の法人又は団体（以下この条において「他の金庫等」という。）の常務に従事する役員又は参事（参事に相当する者を含む。次項において同じ。）となることについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該金庫を経由して金融庁長官及び厚生労働大臣等

じ。)とする。

〔一・二 同上〕

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び第五十条の二第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

〔四・五 同上〕

〔2〕4 同上〕

（役員又は参事の兼職の認可の申請等）

第十五条 〔同上〕

に提出しなければならない。

〔一〇四 略〕

五 当該他の金庫等の定款、最終の業務報告又は事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）、及び剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書又は株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六 「略」

2 「略」

3 第一項の規定による金庫に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもつて行うことができる。

（業務報告等の会員への提供）

第三十一条 「略」

2 通常総会の招集通知（法第四十九条第一項又は第三項の規定による通知をいう。以下同じ。）を次の各号に掲げる方法により行う場合には、提供業務報告は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

〔一・二 略〕

〔一〇四 同上〕

五 当該他の金庫等の定款、最終の業務報告又は事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）、剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書又は株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

（業務報告等の会員への提供）

第三十一条 「同上」

2 通常総会の招集通知（法第四十九条第一項の規定による通知をいう。以下同じ。）を次の各号に掲げる方法により行う場合には、提供業務報告は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

〔一・二 同上〕

3 [略]

(計算書類等の会員への提供)

第三十二条 [略]

[2・3 略]

4 提供計算書類に表示すべき事項(注記に係るものに限る。)に係る情報を、通常総会に係る招集通知を发出する時から通常総会の日から三月を経過する日までの間、継続して電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置(第一条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項並びに第三十八条の五第一項及び第二項において同じ。)を使用する方法によつて行われるものに限る。第七項において同じ。)をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

[5〜7 略]

(臨時総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法)

3 [同上]

(計算書類等の会員への提供)

第三十二条 [同上]

[2・3 同上]

4 提供計算書類に表示すべき事項(注記に係るものに限る。)に係る情報を、通常総会に係る招集通知を发出する時から通常総会の日から三月を経過する日までの間、継続して電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置(第一条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。)を使用する方法によつて行われるものに限る。第七項において同じ。)をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

[5〜7 同上]

第三十六条の二 法第四十七条第四項（法第六十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、第一条第一項第二号に掲げる方法とする。

（招集の決定事項）

第三十八条 法第四十九条第一項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 法第四十九条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項（定款にロからニまで及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

イ 第三十八条の三の規定により総会参考書類（法第四十九条の二第一項に規定する総会参考書類をいう。以下同じ。）に記載すべき事項

ロ 特定の時（総会の日時以前の時であつて、法第四十九条第一項の規定により通知を發した日から十日を経過した日以後の時に限る。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 特定の時（総会の日時以前の時であつて、法第四十九条第一項の規定により通知を發した日から十日を経過した日以後の時に限る。）をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

「条を加える。」

（招集の決定事項）

第三十八条 法第四十九条第一項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 同上」

「号を加える。」

ニ 第三十八条の四第一項第二号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

ホ 第三十八条の五第一項の措置をとることにより会員に対して提供する総会参考書類に記載しないものとする事項

ヘ 一の会員が同一の議案につき次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該会員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるとき（次号に規定する場合を除く。）は、その事項

(1) 法第四十九条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合

法第十三条第八項において準用する会社法第三百十一条第一項

(2) 法第四十九条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合

法第十三条第八項において準用する会社法第三百十二条第一項

四

法第四十九条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項（定款にイ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ 法第四十九条第三項の承諾をした会員の請求があつた時に当該会員に対して法第四十九条の二第一項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。第三十八条の四において同じ。）の交付（当該交付に代えて行う法

「号を加える。」

第四十九条の二第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ロ 一の会員が同一の議案につき法第十三条第八項において準用する会社法第三百十一条第一項又は第三百十二条第一項の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該会員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

五 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）

「イホ 略」

（総会参考書類）

第三十八条の二 法第四十九条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めた金庫が行った総会参考書類の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）は、法第四十九条の二第一項及び第四十九条の三第一項の規定による総会参考書類の交付とする。

2 理事は、総会参考書類に記載すべき事項について、招集通知を発出した日から総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を会員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

三 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）

「イホ 同上」

「条を加える。」

(総会参考書類の記載事項)

第三十八条の三 総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 議案
- 二 提案の理由(総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。)
- 三 議案につき法第三十七条の五において準用する会社法第三百八十四条の規定により総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要
- 2 総会参考書類には、前項に定めるもののほか、会員の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。
- 3 同一の総会に関して会員に対して提供する総会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項がある場合には、これらの事項は、会員に対して提供する総会参考書類に記載することを要しない。この場合においては、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにしなければならない。
- 4 同一の総会に関して会員に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、総会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、会員に対して提供する招集通知の内容とすることを要しない。

「条を加える。」

(議決権行使書面)

第三十八条の四 法第四十九条の二第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第四十九条の三第三項若しくは第四項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 各議案（次のイからハまでに掲げる場合にあつては、当該イからハまでに定めるもの）についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。）を記載する欄
 - イ 二以上の役員等の選任に関する議案である場合 各候補者の選任
 - ロ 二以上の役員等の解任に関する議案である場合 各役員等の解任
 - ハ 二以上の会計監査人の不再任に関する議案である場合 各会計監査人の不再任
 - ニ 第三十八条第三号ニに掲げる事項についての定めがあるときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が当該金庫に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容
 - 三 第三十八条第三号へ又は第四号ロに掲げる事項についての定めがあるときは、当該事項
 - 四 議決権の行使の期限
 - 五 議決権を行使すべき会員の名称
- 2 第三十八条第四号イに掲げる事項についての定めがある場合に

「条を加える。」

は、金庫は、法第四十九条第三項の承諾をした会員の請求があつた時に、当該会員に対して、法第四十九条の二第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならぬ。

3 同一の総会に関して会員に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

4 同一の総会に関して会員に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項（第一項第二号から第四号までに掲げる事項に限る。）のうち、招集通知の内容としてある事項がある場合には、当該事項は、議決権行使書面に記載することを要しない。

（総会参考書類の記載の特則）

第三十八条の五 総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該総会に係る招集通知を発出する時から当該総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置（第一条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した総会参考書類を会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合

「条を加える。」

に限る。

一 議案

二 次項の規定により総会参考書類に記載すべき事項

三 総会参考書類に記載すべき事項（前二号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監事が異議を述べている場合における当該事項

2 前項の場合には、会員に対して提供する総会参考書類に、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを記載しなければならない。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

（労働金庫の付随業務）

第四十二条 「略」

2 「略」

3 法第五十八条第二項第十一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする

（労働金庫の付随業務）

第四十二条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

る。

一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。第四十三条第三項第一号及び第八十七条第一項第一号において同じ。）の預金証書

〔二〇七 略〕

4 〔略〕

5 法第五十八条第二項第十六号の二及び第十七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。

一 〔略〕

二 暗号資産（金融商品取引法第二十四条第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第四十五条第三項第四号において同じ。）に係る取引

〔六〇九 略〕

10 法第五十八条第二項第二十二号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項及び第四十三条第九項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に

一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。次条第三項第一号及び第八十七条第一項第一号において同じ。）の預金証書

〔二〇七 同上〕

4 〔同上〕

5 〔同上〕

一 〔同上〕

二 暗号資産（金融商品取引法第二十四条第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第四十五条第五項第四号において同じ。）に係る取引

〔六〇九 同上〕

10 法第五十八条第二項第二十二号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項及び次条第九項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し

違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

11 「略」

12 法第五十八条第二項第二十五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務（当該労働金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該労働金庫の同条第一項各号に掲げる業務を行う事業に係る経営資源に加えて、次に掲げる業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないうちにおいても、当該労働金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）とする。

一 他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託（以下「経営相談等業務」という。）

二 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該労働金庫の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該労働金庫の行う業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者（同条

、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

11 「同上」

「項を加える。」

第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる同条第一号に規定する労働者派遣の対象となるものに限る。第四十三条第十一項第二号、第四十五条第八項第三号及び第四十七条の三第三号において同じ。）が常時雇用される労働者でないものに限る。）

三 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該労働金庫が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該労働金庫が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務

四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

五 当該労働金庫の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う業務

（労働金庫連合会の付随業務）

第四十三条 「略」

〔2〕10 略〕

11〕 法第五十八条の二第一項第二十三号に規定する内閣府令・厚生

（労働金庫連合会の付随業務）

第四十三条 「同上」

〔2〕10 同上〕

〔項を加える。〕

労働省令で定めるものは、次に掲げる業務（当該労働金庫連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該労働金庫連合会の法第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に係る経営資源に加えて、次に掲げる業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該労働金庫連合会の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）とする。

一 経営相談等業務

二 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該労働金庫連合会の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該労働金庫連合会の行う業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）

三 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該労働金庫連合会が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該労働金庫連合会が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るもの）

限る。)を行う業務

四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

五 当該労働金庫連合会の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う業務

12 〔略〕

(金庫の子会社の範囲等)

第四十五条 法第五十八条の三第一項第一号に規定する労働金庫その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの及び法第五十八条の五第一項第六号に規定する労働金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、金庫の子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいい、労働金庫連合会にあつては、当該労働金庫連合会の子会社(同項第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。))を除く。とする。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

11 〔同上〕

(金庫の子会社の範囲等)

第四十五条 法第五十八条の三第一項第一号に規定する労働金庫その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの及び法第五十八条の五第一項第六号に規定する労働金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該金庫の金庫集団(当該金庫及びその子会社の集団(労働金庫連合会にあつては、当該労働金庫連合会の特定子銀行(当該労働金庫連合会の子会社のうち、法第五十八条の五第一項第一号及び第一号の二に掲げる会社をいう。次項において同じ。))及び当該労働金庫連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。)をいう。次号において同じ。)

二 当該金庫又は当該金庫の金庫集団及び次に掲げる者

「項を削る。」

イ 労働金庫等

ロ 労働金庫等集団

ハ 銀行等持株会社集団

2|| 前項第二号に規定する「労働金庫等」、「労働金庫等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 労働金庫等 次に掲げる者

イ 金庫（労働金庫連合会にあつては、当該労働金庫連合会の特定子銀行を含む。）

ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（法第五十八条の三第一項第三号に規定する持株会社をいう。第三項において同じ。）の子会社（銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ハ 信用金庫又は信用協同組合（これらの法人をもつて組織する連合会及び当該連合会の子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社を含む。）

ニ 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第三十一条第二項を除き、以下同じ。））、農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。））、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。））、漁業協同組合連合会（同法第八十七

「項を削る。」

- 条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）又は水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）（農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会、当該漁業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）
- ホ 農林中央金庫（農林中央金庫の子会社（銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）
- へ 株式会社商工組合中央金庫
- 二 労働金庫等集団 前号に規定する労働金庫等及びその子会社の集団又は当該労働金庫等の子銀行（当該労働金庫等の子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下この号において同じ。）及び当該労働金庫等の子銀行以外の子会社の集団
- 三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団又は同条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団
- 3|| 銀行法第二条第八項の規定は、前項第一号及び第二号の場合において銀行の子会社又は銀行を子会社とする持株会社の子会社及び労働金庫等の子会社について準用する。

2 法第五十八条の三第一項第一号イ又は第五十八条の五第二項第

一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第二十三号及び同号に掲げる業務に準ずるものとして第二十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一 他の事業者等のための不動産（原則として、自らを子会社とする金庫又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

二 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

三 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

四 他の事業者等の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）

六 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

「号を削る。」

七 他の事業者等の現金自動支払機その他の金融庁長官及び厚生

4 「同上」

一 他の事業者のための不動産（原則として、自らを子会社とする金庫又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

二 他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

三 他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

四 他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

五 他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

六 他の事業者のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

七 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（第十号に該当するものを除く。）

八 他の事業者の現金自動支払機その他の金融庁長官及び厚生労働

労働大臣が別に定める機械（以下「現金自動支払機等」という。）の保守、点検その他の管理を行う業務

八 他^二の事業者等^一の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

九 他^二の事業者等^一の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつてい^レる財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

十 他^二の事業者等^一が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他^二の事業者等^一のために当該債権の担保の目的となつてい^レる財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十一 他^二の事業者等^一の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務

十二 他^二の事業者等^一の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

十三 他^二の事業者等^一の事務に係る計算を行う業務

十四 他^二の事業者等^一の事務に係る文書、証票その他の書類の作成

労働大臣が別に定める機械（第九十条及び第一百十二条第二項第二号において「現金自動支払機等」という。）の保守、点検その他の管理を行う業務

九 他^二の事業者^一の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

十 他^二の事業者^一の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつてい^レる財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

十一 他^二の事業者^一が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他^二の事業者^一のために当該債権の担保の目的となつてい^レる財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十二 他^二の事業者^一の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務

十三 他^二の事業者^一の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

十四 他^二の事業者^一の事務に係る計算を行う業務

十五 他^二の事業者^一の事務に係る文書、証票その他の書類の作成、

、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五 他の事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十七 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十八 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十七 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十八 他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に該当するものを除く。）

二十 他の事業者の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者の主要な取引先との間で当該他の事業者の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 「略」

二十四 自らを子会社とする労働金庫連合会、その子会社である信託兼営銀行（法第五十八条の五第一項第一号に規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）又は保険会社若しくは労働金庫（以下この号において「金庫等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該金庫等のために当該債権の担保の目的となつてゐる財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

〔二十五・二十六 略〕

3 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第

二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一 金庫の業務（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 銀行又は信用金庫若しくは信用協同組合（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の三 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十條第一項第三号の事業を行うものに限る。第八

二十三 「同上」

二十四 自らを子会社とする労働金庫連合会、その子会社である信託兼営銀行（法第五十八条の五第二項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）又は保険会社若しくは労働金庫（以下この号において「金庫等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該金庫等のために当該債権の担保の目的となつてゐる財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

〔二十五・二十六 同上〕

5 〔同上〕

一 金庫の業務（第一号の五に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の二 銀行又は信用金庫若しくは信用協同組合（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の五に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の三 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一條第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲

十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ(6)において同じ。)若しくは農業協同組合連合会(同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ(6)において同じ。)が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業(第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。)、漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ(7)において同じ。)若しくは水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ(7)において同じ。)、若しくは水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ(7)において同じ。)、若しくは水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ(7)において同じ。))が行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。)

一の四 「略」

一の五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関

げる業務を除く。)、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(同号に掲げる業務を除く。)

一の四 「同上」

一の五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関

する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

一の六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務に該当するものを除く。）を受託する契約の締結の代理又は媒介

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第一号から第一号の三までに掲げる業務に該当するものを除く。）

〔二の二・二の三 略〕

三 法第五十八条第一項各号に掲げる業務に付随する業務及び同条第二項（第一号から第六号まで、第十三号、第二十二号及び第二十五号を除く。）又は法第五十八条の二第一項（第一号から第四号まで、第十一号、第二十号及び第二十三号を除く。）に規定する業務（有価証券関連連業その他金融庁長官及び厚生労働大臣の定める業務に該当するものを除く。）

〔三の二〜十四 略〕

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第

する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

一の六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務を除く。）を受託する契約の締結の代理又は媒介

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第一号から第一号の三までに掲げる業務を除く。）

〔二の二・二の三 同上〕

三 法第五十八条第一項各号に掲げる業務に付随する業務及び同条第二項（第一号から第六号まで、第十三号及び第二十二号を除く。）又は法第五十八条の二第一項（第一号から第四号まで、第十一号及び第二十号を除く。）に規定する業務（有価証券関連連業その他金融庁長官及び厚生労働大臣の定める業務に該当するものを除く。）

〔三の二〜十四 同上〕

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第

八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十四の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十五 経営相談等業務

〔十六・十七 略〕

十八 主として子会社対象会社（労働金庫にあつては法第五十八条の三第一項に規定する子会社対象会社、労働金庫連合会にあつては法第五十八条の五第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）に該当する会社その他金融庁長官及び厚生労働大臣の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二 主として子会社対象会社に該当する会社その他金融庁長官及び厚生労働大臣の定める金融機関の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務（第三十二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

〔十八の三～二十一 略〕

二十二 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第十九号及び

八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に掲げるものを除く。）

十四の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十五 彼の事業者の経営に関する相談に応ずる業務

〔十六・十七 同上〕

十八 主として子会社対象会社（労働金庫にあつては法第五十八条の三第一項に規定する子会社対象会社、労働金庫連合会にあつては法第五十八条の五第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）に該当する会社その他金融庁長官及び厚生労働大臣の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二 主として子会社対象会社に該当する会社その他金融庁長官及び厚生労働大臣の定める金融機関の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務（第三十二号に掲げるものを除く。）

〔十八の三～二十一 同上〕

二十二 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第十九号及び

前号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二十三 「略」

二十四 保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。第十七項第一号ハにおいて同じ。）をいう。以下同じ。）の保険業（同条第一項に規定する保険業をいう。第八十七条第一項第三号において同じ。）に係る業務の代理（第三号の四及び第三号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

〔二十五〜三十一 略〕

三十二 主として保険会社等又は保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

〔三十三・三十四 略〕

三十五 財産の管理に関する業務（当該業務を営む会社の議決権を保有する労働金庫連合会（当該労働金庫連合会が法第五十八条の二第三項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合に限り、当該労働金庫連合会の子会社が当該議決権を保有する場合における当該労働金庫連合会を含む。）又は当該業務を営む会社の議決権を保有する労働金庫連合会（その子会社が当該議決権を保有する場合における当該労働金庫連合会を含む。）が子会社とする信託専門会社等（信託兼営銀行又は法第五十八条の五第一項第五号に規定する信託専門会社をいう。以下同じ

前号に該当するものを除く。）

二十三 「同上」

二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）の保険業に係る業務の代理（第三号の四及び第三号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

〔二十五〜三十一 同上〕

三十二 主として保険会社、少額短期保険業者及び保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

〔三十三・三十四 同上〕

三十五 財産の管理に関する業務（第三号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等（法第五十八条の五第二項第八号に規定する信託子会社等を含む。）をいう。以下同じ。）が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

。が受託する信託財産と同じ種類の財産につき業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限り、第三号に掲げる業務に該当するものを除く。）及び当該財産の管理に関する業務に係る代理事務

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務（当該業務を行う会社の議決権を保有する労働金庫連合会（その子会社が当該議決権を保有する場合における当該労働金庫連合会を含む。）の子会社である信託専門会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合（当該労働金庫連合会が法第五十八条の二第三項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）における当該業務の範囲については当該信託専門会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限り、第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）

〔三十七～三十九 略〕

4 法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項及び第七項において同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務（第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う会社を子会社とする労働金庫連合会の信託子会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

〔三十七～三十九 同上〕

6 法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録され

に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項及び第七項において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後十年を経過していない会社とする。

「号を削る。」

ている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ 試験研究費その他新たな技術若しくは新たな経営組織の採

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

5 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合計額

ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

7 法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれ

「一〇七 略」

八 合理的な経営改善のための計画（金庫等（金庫又は令第四条の六各号に掲げる者をいう。次号及び次項第一号において同じ。））、株式会社商工組合中央金庫、保険会社、保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号及び次号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

「イ〇ハ 略」

九 当該会社に対する金銭債権を有する金庫等（当該金庫等がない場合にあつては、金庫又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときににおける当該金庫）及び次のいずれかに該当するものが関与して策定した合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであつて、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるもの

かに該当する会社とする。

「一〇七 同上」

八 合理的な経営改善のための計画（金庫等（金庫又は令第四条の六各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。））、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。））、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

「イ〇ハ 同上」

「号を加える。」

に限る。)を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社
(当該金庫の子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第十五項において同じ。)以外の会社に
限る。)

十 「略」

6 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、金庫又はその子会社が前項に規定する会社(同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 金庫等による人的な又は財政上の支援その他の当該金庫等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画(法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号の事業に係る計画をいう。)が作成されていること。

二 前号の事業計画について、前項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

九 「同上」

8 法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、金庫又はその子会社が前項に規定する会社(同項第九号に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 金庫等による人的な又は財政上の支援その他の当該金庫等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画(法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二の事業に係る計画をいう。)が作成されていること。

二 前号の事業計画について、次のいずれかに該当するものが関与して策定していること。

- 「号の細分を削る。」

7

法第五十八条の三第一項第四号又は第五十八条の五第一項第九号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

- 一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社
- イ 金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの
- ロ 当該株式会社に金庫又はその子会社が出資しているもの

「項を加える。」

- イ 官公署
- ロ 商工会又は商工会議所
- ハ イ又はロに準ずるもの
- ニ 弁護士又は弁護士法人
- ホ 公認会計士又は監査法人
- ヘ 税理士又は税理士法人
- ト 第五項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該金庫の子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第五十条の二第一項第二号トにおいて同じ。）以外の会社に限る。）

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第五項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

8||

法第五十八条の三第一項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下この項及び第四十七条の三において「障害者雇用促進法」という。）第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条

の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社（それぞれ障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項に規定する子会社、関係会社又は関係子会社をいう。第四十七条の三において同じ。）とする。

一 専ら情報通信技術を活用した当該労働金庫の法第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化若しくは当該労働金庫の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であつて、当該労働金庫の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該労働金庫の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する

「項を加える。」

法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該労働金庫の行う業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）

四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該労働金庫若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該労働金庫若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）第二条第一項に規定する成年後見人等をいう。以下この号及び第四十七条の三第七号において同じ。）の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務

八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社（法第五十八条の三第一項第二号から第五号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるもの

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

9 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を金庫若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は次条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたりに取得された場合にあつては、当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するものとする。

10 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号」とあるのは、「第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号」と読み替えるものとする。

11 第九項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものに

9 第六項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を金庫若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）による担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は次条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたりに取得された場合においては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第六項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該金庫若しくはその子会社による担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するものとする。

10 前項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号」とあるのは、「第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二」と読み替えるものとする。

「項を加える。」

ついで準用する。この場合において、第九項中「第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号」とあるのは、「第五十八条の三第一項第四号又は第五十八条の五第一項第九号」と読み替えるものとする。

12 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（労働金庫にあつては法第五十八条の三第一項第二号に規定する特定子会社をいい、労働金庫連合会にあつては法第五十八条の五第一項第七号に規定する特定子会社をいう。次項及び第五十条の二第三項において同じ。）がその取得した第四項若しくは第九項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）第五項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する第九項の内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項

11 第六項から前項まで（第八項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下この項及び次項並びに第五十条の二第二項において同じ。）がその取得した第六項若しくは第九項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社のうち第七項第九号に該当する会社の議決権にあつてはその取得の日から五年を経過する日をいい、同号に該当する会社以外の事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が同項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項、第四十八条第一項第九号及び第五十条の二第三項において「新規事業分野開拓会社等」

において同じ。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社(以下「新規事業分野開拓会社等」という。)は、処分基準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第四号又は第五十八条の五第一項第九号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(国内の会社(当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の四第一項に規定する国内の会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の七第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。))及び事業再生会社(第六項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。))の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日にお

という。)は、処分基準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(国内の会社(当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の四第一項に規定する国内の会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の七第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。))及び事業再生会社(第八項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。))の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

ける基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13 第五項及び第十項の規定にかかわらず、金庫又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該金庫又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

〔一・二 略〕

14 法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 第三項第十二号に掲げる業務

12 第七項及び第十項の規定にかかわらず、金庫又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該金庫又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

〔一・二 同上〕

13 法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、第五項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

〔号を加える。〕

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）

15 法第五十八条の三第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、同号に規定する持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第二項各号及び第三項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を専ら営むものとする。ただし、第二項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、労働金庫の行う業務又はその子会社等の営む業務のために営むものでなければならぬ。

〔号を削る。〕

〔号を加える。〕

14 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第四項各号に規定する業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により当該金庫、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 法第五十八条の三第一項第一号から第二号の二まで又は第五十八条の五第一項第一号の二、第三号の二若しくは第六号から第七号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社（当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の三第一項第三号に規定する持株会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の五第一項第八号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号（労働金庫にあつては、第二十三号を除く。）及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十八条の五第一項第一号、第四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

四号を除き、以下この条において同じ。）

二 法第五十八条の五第一項第二号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）又は同項第三号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）及び同項第五号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号及び第五項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三 証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号及び第五項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十八条の五第一項第一号及び第四号から第五号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 信託専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十八条の五第一項第一号、第二号、第三号、第四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場合に限る。）

五 法第五十八条の五第二項第六号ハに規定する当該労働金庫連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会

「号を削る。」

「号を削る。」

16 法第五十八条の三第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、第八項に規定する会社とする。

17 法第五十八条の五第一項第十一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる会社のいずれかを子会社とする持株会社
イ 信託兼営銀行

社のうち第五十二条第四項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号及び第五項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第五十八条の五第二項第七号ハに規定する当該労働金庫連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者の子会社のうち第五十二条第五項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号及び第五項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 法第五十八条の五第二項第八号ニに規定する当該労働金庫連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第五十二条第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

「項を加える。」

「項を加える。」

ロ 保険会社

ハ 少額短期保険業者

二 前号に掲げるもののほか、当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次に掲げる業務を専ら営む持株会社

イ 第二項各号に掲げる業務であつて、当該労働金庫連合会、その子会社（法第五十八条の五第一項第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。）その他第一項に規定するもの（第五十一条第一項第一号及び第二項第二号において「当該労働金庫連合会等」という。）の営む業務のために営むもの

ロ 第三項各号に掲げる業務（当該持株会社が証券専門会社等（法第五十八条の五第一項第二号に規定する証券専門会社（第五十条第二号において「証券専門会社」という。）又は同項第三号に規定する証券仲介専門会社（第五十条第二号において「証券仲介専門会社」という。）をいう。第五十一条第一項第二号において同じ。）を子会社としていない場合にあつては第三項第十九号から第二十三号までに掲げる業務を、当該持株会社が保険会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該持株会社の議決権を保有する労働金庫連合会が法第五十八条の二第三項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合（当該労働金庫連合会の子会社が当該議決権を保有する場

合を含む。)を除く。)にあつては第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。)

18) 法第三十二条第六項の規定は、第三項第三十五号及び第三十六号、第五項第九号、第六項、第九項(第十項及び第十一項において読み替えて準用する場合を含む。)、第十二項、第十三項並びに前項第二号口に規定する議決権について準用する。

(法第五十八条の三第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第四十六条 法第五十八条の三第二項本文(法第五十八条の五第五項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

〔一〕六 略〕

七 労働金庫の子会社である法第五十八条の三第一項第二号から第四号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

八 労働金庫連合会の子会社である法第五十八条の五第一項第七号から第九号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

〔2・3 略〕

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第四十七条 金庫は、認可対象会社(当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては、法第五十八条の五第一項第十号に掲げる会社(第四十七条の三に規定する会社を除く。以下「他業業務高度

15) 法第三十二条第六項の規定は、第八項、第九項(第十項において読み替えて準用する場合を含む。)、第十一項及び第十二項に規定する議決権について準用する。

(法第五十八条の三第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第四十六条 〔同上〕

〔一〕六 同上〕

七 労働金庫の子会社である法第五十八条の三第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

八 労働金庫連合会の子会社である法第五十八条の五第一項第七号又は第七号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

〔2・3 同上〕

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第四十七条 金庫は、認可対象会社(当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては、法第五十八条の五第一項第七号の三に掲げる会社(以下「業務高度化等会社」という。)を除く。以下この

化等会社」という。)を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 当該金庫及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。)に関する次に掲げる書面

イ 当該金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書(これらに類する書面を含む。)その他これらの金庫及び会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 「略」

四 当該認可に係る認可対象会社に関する次に掲げる書面

「イ・ロ 略」

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書面を含む。)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 「略」

「五・六 略」

2

「略」

3 前二項の規定は、法第五十八条の三第四項ただし書(法第五十条の五第五項において準用する場合を含む。)の認可(労働金

条において同じ。)を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

「一・二 同上」

三 当該金庫及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに次条において同じ。)に関する次に掲げる書面

イ 当該金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの金庫及び会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 「同上」

四 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ 「同上」

「五・六 同上」

2

「同上」

3 前二項の規定は、法第五十八条の三第四項ただし書(法第五十条の五第五項において準用する場合を含む。)の規定による認

庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた他業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。)について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十八条の三第五項において準用する同条第三項及び法第五十八条の五第四項において準用する同条第三項の認可(他業務高度化等会社に該当する子会社としようとする)についての認可を除く。)について準用する。

5 法第三十二条第六項の規定は、第一項第五号及び第二項第一号(これらの規定を前二項において準用する場合を含む。)並びに第三項に規定する議決権について準用する。

(他業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得すること等についての認可の申請等)

第四十七条の二 労働金庫連合会は、当該労働金庫連合会又はその子会社が合算して他業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

「一・二 略」

可(労働金庫連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。)について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十八条の三第五項において準用する同条第三項及び法第五十八条の五第四項において準用する同条第三項の規定による認可(業務高度化等会社に該当する子会社としようとする)についての認可を除く。)について準用する。

5 法第三十二条第六項の規定は、第一項第五号(前二項において準用する場合を含む。)及び前項に規定する議決権について準用する。

(業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等)

第四十七条の二 労働金庫連合会は、当該労働金庫連合会若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

「一・二 同上」

三 当該労働金庫連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 当該労働金庫連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 「略」

四 当該認可に係る他業務高度化等会社に関する次に掲げる書面

「イ・ロ 略」

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 「略」

五 当該労働金庫連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る他業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該労働金庫連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 「略」

2 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による認可の申請

三 「同上」

イ 当該労働金庫連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 「同上」

四 当該認可に係る業務高度化等会社に関する次に掲げる書面

「イ・ロ 同上」

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ 「同上」

五 当該認可に係る当該労働金庫連合会若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、当該労働金庫連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 「同上」

2 「同上」

があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした労働金庫連合会（以下この項において「申請労働金庫連合会」という。）の出資の総額が当該申請に係る他業業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 当該申請に係る他業業務高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であつても、申請労働金庫連合会及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 「略」

四 当該申請の時ににおいて申請労働金庫連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請労働金庫連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る他業業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る他業業務高度化等会社はその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 申請労働金庫連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る他業業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、申請労働金庫連合会の法第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化若しくは

一 当該申請をした労働金庫連合会（以下この項において「申請労働金庫連合会」という。）の出資の総額が当該申請に係る業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 当該申請に係る業務高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であつても、申請労働金庫連合会及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 「同上」

四 当該申請の時ににおいて申請労働金庫連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請労働金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る業務高度化等会社はその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 申請労働金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、申請労働金庫連合会の法第五十八条

申請労働金庫連合会の利用者の利便の向上又は地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資すると見込まれること。

七 申請労働金庫連合会の業務の状況に照らし、申請労働金庫連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る他業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した後も、申請労働金庫連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八 申請労働金庫連合会又は当該認可に係る他業務高度化等会社の顧客に対し、申請労働金庫連合会の労働金庫連合会としての取引上の優越的地位又は当該他業務高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請労働金庫連合会の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該他業務高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 申請労働金庫連合会又は当該認可に係る他業務高度化等会社が行う取引に伴い、申請労働金庫連合会又は当該他業務高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3 前二項の規定は、法第五十八条の五第五項において準用する法第五十八条の三第四項ただし書の認可（労働金庫連合会又はその

第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は申請労働金庫連合会の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七 申請労働金庫連合会の業務の状況に照らし、申請労働金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も、申請労働金庫連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八 申請労働金庫連合会又は当該認可に係る業務高度化等会社の顧客に対し、申請労働金庫連合会の労働金庫連合会としての取引上の優越的地位又は当該業務高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請労働金庫連合会の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該業務高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 申請労働金庫連合会又は当該認可に係る業務高度化等会社が行う取引に伴い、申請労働金庫連合会又は当該業務高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3 前二項の規定は、法第五十八条の五第五項において準用する法第五十八条の三第四項ただし書の規定による認可（労働金庫連合

子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた他業業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。
）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十八条の五第四項において準用する同条第三項の認可（他業業務高度化等会社に該当する子会社としようとする）についての認可に限る。）及び同条第六項の認可について準用する。

5 法第三十二条第六項の規定は、第一項並びに第二項第一号、第四号、第六号及び第七号（これらの規定を前二項において準用する場合を含む。）並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（一定の業務高度化等会社）

第四十七条の三 法第五十八条の五第三項及び第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社又は障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社とする。

一 専ら情報通信技術を活用した当該労働金庫連合会の法第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化若しくは当該労働金庫連合会の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに

会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十八条の五第四項において準用する同条第三項の規定による認可（業務高度化等会社に該当する子会社としようとする）についての認可に限る。）及び同条第六項の規定による認可について準用する。

5 法第三十二条第六項の規定は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）、第二項第四号、第六号及び第七号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

〔条を加える。〕

資すると見込まれる業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であつて、当該労働金庫連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該労働金庫連合会の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該労働金庫連合会が行う業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）

四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該労働金庫連合会若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該労働金庫連合会若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに限る。）を行う業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

- 五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務
- 六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
- 七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務
- 八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社（法第五十八条の五第一項第七号から第十号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるもの
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（金庫による金庫グループの経営管理の内容等）

第四十七条の四 法第五十八条の三の二第二項第一号又は第五十八条の六第二項第一号に規定する方針として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

- 一 金庫グループ（法第五十八条の三の二第一項に規定する労働金庫グループ又は法第五十八条の六第一項に規定する労働金庫連合会グループをいう。以下この条において同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における金庫グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

（労働金庫連合会による労働金庫連合会グループの経営管理の内容等）

第四十七条の三 法第五十八条の六第二項第一号に規定する方針として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

- 一 労働金庫連合会グループ（法第五十八条の六第一項に規定する労働金庫連合会グループをいう。以下この条において同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における労働金庫連合会グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第五十八条の三の二第二項第三号又は第五十八条の六第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める体制は、金庫における当該金庫グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法第五十八条の三の二第二項第四号又は第五十八条の六第二項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該金庫グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における金庫グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が指定したものに限る。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

（法第五十八条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由）
第四十八条 法第五十八条の四第二項（法第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

「一〇八 略」

九 新規事業分野開拓会社等の議決権について第四十五条第十二項の規定による処分を行うおうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十三項の規定による処分を行うおうとするとき

2 法第五十八条の六第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める体制は、当該労働金庫連合会における当該労働金庫連合会グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法第五十八条の六第二項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該労働金庫連合会グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における労働金庫連合会グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が指定したものに限る。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

（法第五十八条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由）
第四十八条 「同上」

「一〇八 同上」

九 新規事業分野開拓会社等の議決権について第四十五条第十一項の規定による処分を行うおうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十二項の規定による処分を行うおうとするとき

きにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 「略」

〔2・3 略〕

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第五十条 法第五十八条の四第四項第三号(法第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 当該労働金庫連合会が法第六十二条第六項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより銀行(金融機関の信託業務の兼営に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むものに限る。)、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社等を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

(特例対象会社)

第五十条の二 法第五十八条の四第八項又は第五十八条の七第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(金庫の子法人等に

きにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 「同上」

〔2・3 同上〕

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第五十条 「同上」

一 「同上」

二 当該労働金庫連合会が法第六十二条第六項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより銀行(金融機関の信託業務の兼営に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むものに限る。)、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

(特例対象会社)

第五十条の二 法第五十八条の四第九項又は第五十八条の七第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(金庫の子法人等に

該当しないものに限る。第三項及び第八十三条第一項第十七号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 「略」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第四十五条第五項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

2

前項に規定する会社のほか、会社（金庫の子法人等に該当しないものに限る。）であつて、その議決権を金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の第四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも

該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 「同上」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 第四十五条第五項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該金庫の子会社等以外の会社に限る。）

「項を加える。」

、その議決権が当該事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十八条の四第八項又は第五十八条の七第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十八条の四第八項又は第五十八条の七第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

4 法第五十八条の四第八項又は第五十八条の七第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社が当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超える議決権を保有する会社（当該金庫又はその子会社である新規事業分野開拓会社等

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十八条の四第九項又は第五十八条の七第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 法第五十八条の四第九項又は第五十八条の七第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等（令第五条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該金庫又はその子会社であ

若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して当該会社の総株
主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超える議決権
を保有していないものに限る。)とする。

5 法第三十二条第六項の規定は、前三項に規定する議決権につい
て準用する。

(専門子会社の業務)

第五十一条 法第五十八条の五第一項第一号の二に規定する内閣府
令・厚生労働省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 第四十五条第二項各号に掲げる業務であつて、当該労働金庫
連合会等の営む業務のために営むもの

二 第四十五条第三項各号に掲げる業務(当該労働金庫連合会が
証券専門会社等を子会社としていない場合にあつては同項第十
九号から第二十三号までに掲げる業務を、当該労働金庫連合会
が保険会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十
四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該労働金庫連合会
が信託専門会社等を子会社としていない場合(当該労働金庫連
合会が法第五十八条の二第三項の規定により同項第三号に掲げ
る業務を行う場合を除く。)にあつては第四十五条第三項第三
十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。)

2 法第五十八条の五第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働
省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号か

る新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が
、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得
た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 法第三十二条第六項の規定は、前二項に規定する議決権につい
て準用する。

(専門子会社の業務)

第五十一条 「同上」

一 第四十五条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官及
び厚生労働大臣が定める基準により労働金庫連合会、その子会
社又は同条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの
二 第四十五条第五項各号に掲げる業務。ただし、同項第十九号
から第二十三号までに掲げる業務については証券子会社等(法
第五十八条の五第二項第六号に規定する証券子会社等をいう。
を有する場合に限り、第四十五条第五項第二十四号から第三
十四号までに掲げる業務については保険子会社等(法第五十八
条の五第二項第七号に規定する保険子会社等をいう。次項第三
号及び第三項第五号において同じ。)を有する場合に限り、第
四十五条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務に
ついては信託子会社等を有する場合に限る。)

2 法第五十八条の五第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働
省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号か

ら第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行
う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（
同項第一号に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及
び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに
商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取
引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二
項第二号に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び
第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。
）のほか、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 第四十五条第二項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務
であつて、当該労働金庫連合会等の営む業務のために営むもの

三 第四十五条第三項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に
該当するものを除き、当該労働金庫連合会が保険会社等を子会
社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号
までに掲げる業務を、当該労働金庫連合会が信託専門会社等を
子会社としていない場合（当該労働金庫連合会が法第五十八条
の二第三項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を
除く。）にあつては第四十五条第三項第三十五号から第三十七
号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

ら第十号まで、第十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並
びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号
に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び第三号（
同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取
引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託
を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に
掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び第三号（同
項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、
次に掲げるものとする。

一 「同上」

二 第四十五条第四項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務
であつて、金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により金
庫（労働金庫連合会にあつては、法第五十八条の五第一項第六
号に規定する子会社を含む。）又は第四十五条第一項各号に掲
げる者の営む業務のために営むもの

三 第四十五条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に
該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十
四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に
限り、同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務につ
いては信託子会社等を有する場合に限る。

3 法第五十八条の五第一項第三号及び第三号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

〔一〇四 略〕

五 第四十五条第三項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該労働金庫連合会が保険会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該労働金庫連合会が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該労働金庫連合会が法第五十八条の二第三項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあつては第四十五条第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

（証券関連専門業務等）

第五十二条 法第五十八条の五第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第四十五条第三項第十九号から第二十三号までに掲げる業務

二 〔略〕

三 第四十五条第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

2 法第五十八条の五第二項第四号に規定する内閣府令・厚生労働

3 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 第四十五条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合には限り、同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限り。

（証券関連専門業務等）

第五十二条 〔同上〕

一 第四十五条第五項第十九号から第二十三号までに掲げる業務

二 〔同上〕

三 第四十五条第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

2 〔同上〕

省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第四十五条第三項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務

二 「略」

三 第四十五条第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

3 法第五十八条の五第二項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第四十五条第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務

二 「略」

三 第四十五条第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

一 第四十五条第五項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務

二 「同上」

三 第四十五条第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

3 「同上」

一 第四十五条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務

二 「同上」

三 第四十五条第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

4 法第五十八条の五第二項第六号ハに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該労働金庫連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。

5 法第五十八条の五第二項第七号ハに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該労働金庫連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

(子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるものの業務)

第五十三条 法第五十八条の五第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第四十五条第三項第一号から第十八号の五までに掲げる業務

二 〔略〕

三 第四十五条第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

(子会社の業務及び財産の状況の総会への報告)

第五十四条 法第五十八条の三第八項(法第五十八条の五第五項において準用する場合を含む。)の規定による総会への報告は、次に掲げる規定の認可を受けて議決権を保有している認可対象会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書面を含む。)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる

6 法第五十八条の五第二項第八号二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該労働金庫連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。

7 第四十三条第十一項の規定は、前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。

(子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの)

第五十三条 法第五十八条の五第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第四十五条第五項第一号から第十八号の五までに掲げる業務

二 〔同上〕

三 第四十五条第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

(子会社の業務及び財産の状況の総会への報告)

第五十四条 法第五十八条の三第七項(法第五十八条の五第五項において準用する場合を含む。)の規定による総会への報告は、法第五十八条の三第三項又は法第五十八条の五第三項の認可を受けて議決権を保有している認可対象会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができ

書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を示して行わなければならない。

一 法第五十八条の三第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）

二 法第五十八条の三第四項ただし書（法第五十八条の五第五項において読み替えて準用する場合を含む。）

三 法第五十八条の五第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）

（資産の評価）

第五十六条 「略」

〔2〕5 略

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。

一 「略」

二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等（令第五条の

二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつて保有する債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限り、）をいう。）を除く。）

三 「略」

（事業の譲渡の認可の申請等）

る書面を示して行わなければならない。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

（資産の評価）

第五十六条 「同上」

〔2〕5 同上

6 「同上」

一 「同上」

二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつて保有する債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限り、）をいう。）を除く。）

三 「同上」

（事業の譲渡の認可の申請等）

第六十二条 金庫は、法第六十二条第六項の規定による事業の一部の譲渡の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

〔一〇四 略〕

五 当該事業の一部の譲渡を行った後における金庫が子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第六十九條第一項第十号及び第八十三條第一項第二十三号において同じ。）を有する場合には、当該金庫及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

〔六・七 略〕

〔2・3 略〕

（事業の譲受けの認可の申請等）

第六十三条 金庫は、法第六十二条第六項の規定による事業の譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

〔一〇五 略〕

六 当該事業の譲受けにより子会社対象会社（当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては、他業業務高度化等会社を除く。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第四十七條第一項第四号に掲げる書面

第六十二条 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 当該事業の一部の譲渡を行った後における金庫が子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第六十九條第一項第十号及び第八十三條第一項第二十号の二において同じ。）を有する場合には、当該金庫及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

〔六・七 同上〕

〔2・3 同上〕

（事業の譲受けの認可の申請等）

第六十三条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 当該事業の譲受けにより子会社対象会社（当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては、業務高度化等会社を除く。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第四十七條第一項第四号に掲げる書面

六の二 当該事業の譲受けにより金庫又はその子会社が他業務高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該他業務高度化等会社に関する第四十七条の二第一項第四号に掲げる書面

〔七・八 略〕

〔2・3 略〕

(合併の認可の申請等)

第六十九条 金庫は、法第六十四条第四項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

〔一〇八 略〕

九 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が当該合併により子会社対象会社(当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては、他業務高度化等会社を除く。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第四十七条第一項第四号に掲げる書面

九の二 吸収合併存続金庫若しくは新設合併設立金庫又はその子会社が、当該合併により他業務高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該他業務高度化等会社に関する第四十七条の二第一項第四号に掲げる書面

六の二 当該事業の譲受けにより金庫又はその子会社が業務高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該業務高度化等会社に関する第四十七条の二第一項第四号に掲げる書面

〔七・八 同上〕

〔2・3 同上〕

(合併の認可の申請等)

第六十九条 〔同上〕

〔一〇八 同上〕

九 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が当該合併により子会社対象会社(当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては、業務高度化等会社を除く。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第四十七条第一項第四号に掲げる書面

九の二 吸収合併存続金庫若しくは新設合併設立金庫又はその子会社が、当該合併により業務高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該業務高度化等会社に関する第四十七条の二第一項第四号に掲げる書面

〔十〇十二 略〕

〔2・3 略〕

(労働金庫電子決済等代行業に該当しない行為)

第八十二条の二 「略」

〔項を削る。〕

〔十〇十二 同上〕

〔2・3 同上〕

(労働金庫電子決済等代行業に該当しない行為)

第八十二条の二 「同上」

2 法第八十九条の五第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為は、同項第二号に掲げる行為(労働金庫電子決済等代行業者(第八十二条の四第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいう。第一号において同じ。)の行為に限る。)であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 当該労働金庫電子決済等代行業者及び金庫の双方が法第八十九条の六第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに労働金庫電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの

二 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの

三 第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの

四 その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの

(金庫に対する意見聴取等)

第八十二条の十九 法第八十九条の十三第一項の申請をしようとする者は、同条第三項の規定により、金庫に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 「略」

二 当該申請をしようとする者は、全ての金庫に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(第四項、第五百十二条の二十及び第五百十二条の二十一第二項において「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 略」

三 「略」

〔2・3 略〕

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもつて行うことができる。

(届出事項)

第八十三条 法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生

(金庫に対する意見聴取等)

第八十二条の十九 「同上」

一 「同上」

二 当該申請をしようとする者は、全ての金庫に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(第五百十二条の二十及び第五百十二条の二十一第二項において「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 同上」

三 「同上」

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

(届出事項)

第八十三条 「同上」

労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇十 略〕

十一 金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第四十六条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（他業務高度化等会社にあつては、当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。第十三号において同じ。）とした場合（法第九十一条第一項第二号の規定により届出をしなければならぬ場合を除く。）

十二 法第五十八条の五第三項の認可を受けて労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する他業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有した場合（前号又は第十五号に該当する場合を除く。）

〔号を削る。〕

十三 その子会社（新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。）が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置の変更（変更前の位置に復することが明らかでない場合を除く。）、合併又は業務の全部の廃止を行った場合（法第九十一条第一項第三号又は第四号に該当する場合及び次号に該当する場合を除く。）

十四 労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する他業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

〔一〇十 同上〕

十一 金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第四十六条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（業務高度化等会社にあつては、当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社）とした場合（法第九十一条第一項第二号の規定により届出をしなければならぬ場合を除く。）

〔号を加える。〕

十二 その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

十三 その子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第九十一条第一項第三号に掲げる場合を除く。）

十三の二 労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

〔号を削る。〕

十五 第九十九条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（金庫の子会社であるものに限る。）の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第五十八条の五第三項の認可を受けて労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業業務高度化等会社である場合を除く。）

十六 その特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合

十七 金庫又はその子会社が、他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業業務高度化等会社及び特例事業再生会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該他の会社が当該金庫の子会社又は特殊関係者となつた場合を除く。）

〔号を削る。〕

十三の三 労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する業務高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十四 金庫又はその子会社が、第四十八条第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十五 金庫又はその子会社が国内の子会社対象会社（当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては、業務高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合（当該子会社対象会社を子会社とすることについて認可を受けている場合及び法第九十一条第

十八 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

〔号を削る。〕

十九 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社（当該金庫の子会社を除く。）又は金庫の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の認可対象会社に該当する会社となったことを知った場合（法第九十一条第一項第五号に該当する場合を除く。）

二十 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する認可対象会社（当該金庫の子会社を除く。）

一項第二号の規定により届出をしなければならない場合並びに第十七号に該当する場合を除く。）

十六 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合（第十八号に該当する場合を除く。）

十七 第九十九条に規定する子法人等又は第九十九条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十九号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第五十八条の五第三項の規定による認可に伴い労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する業務高度化等会社である場合を除く。）

十八 その特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

十九 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該金庫の子会社及び外国の会社を除く。）又は金庫の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなったことを知った場合

〔号を加える。〕

又は金庫の特殊関係者（認可対象会社に限る。）が当該認可対象会社に該当しない会社となつたことを知つた場合（前号に該当する場合を除く。）

二十一 労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する法第五十八条の五第一項第十号に掲げる会社（当該労働金庫連合会の子会社及び他業業務高度化等会社を除く。）又は労働金庫連合会の特殊関係者（同号に掲げる会社（他業業務高度化等会社を除く。）に限る。）が他業業務高度化等会社となつたことを知つた場合

二十二～二十七

略

「号を削る。」

二十八

略

「2・3 略」

4 金庫、労働金庫代理業者又は労働金庫電子決済等代行業者は、法第九十一条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる書面）を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出するものとする。

一 「略」

二 第一項第二十八号に掲げる場合 法第四十一条第一項に規定する業務報告及び附属明細書

三 「略」

「号を加える。」

二十～二十三

同上

二十四 削除

二十五 「同上」

「2・3 同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 第一項第二十五号に掲げる場合 法第四十一条第一項に規定する業務報告及び附属明細書

三 「同上」

5 法第三十二条第六項の規定は、第一項第十一号、第十二号、第十四号、第十五号及び第十七号から第二十一号まで、第八項並びに第九項に規定する議決権について準用する。

6 「略」

7 第一項第二十七号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、金庫等の役員若しくは職員又は労働金庫代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくはその従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

「一〇四 略」

8 第一項第十八号に掲げる場合において、労働金庫にあつては、法第五十八条の三第一項第二号から第四号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第二号に規定する特定子会社は、労働金庫の子会社に該当しないものとみなし、労働金庫連合会にあつては、法第五十八条の五第一項第七号から第九号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第七号に規定する特定子会社は、労働金庫連合会の子会社に該当しないものとみなす。

9 第一項第十七号から第二十一号までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、金庫の子会社に該当しないものとみなす。

10 次の各号に掲げる場合の届出は、当該各号に定める日から三十

5 法第三十二条第六項の規定は、第一項第十三号の二から第十六号まで及び第十九号に規定する議決権について準用する。

6 「同上」

7 第一項第二十三号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、金庫等の役員若しくは職員又は労働金庫代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくはその従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

「一〇四 同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

8 「同上」

日以内に行わなければならない。

- 一 第一項第二十七号又は第二項第四号に該当する場合 不祥事件の発生を金庫又は労働金庫代理業者が知つた日
- 二 「略」

(預金者等に対する情報の提供)

第八十六条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

〔一〕三 略〕

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面又は当該書面に記載すべき事項を電子計算機の映像面へ表示したものを用以て行う預金者等の求めに応じた説明及び当該書面の交付

〔イ〕ル 略〕

〔五〕六 略〕

〔2〕5 略〕

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第八十七条 金庫は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

- 一 第一項第二十三号又は第二項第四号に該当する場合 不祥事件の発生を金庫又は労働金庫代理業者が知つた日
- 二 「同上」

(預金者等に対する情報の提供)

第八十六条 「同上」

〔一〕三 同上〕

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

〔イ〕ル 同上〕

〔五〕六 同上〕

〔2〕5 同上〕

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第八十七条 「同上」

〔一・二 略〕

三 保険業を行う者が保険者となる保険契約

〔2・3 略〕

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由)

第百三条 銀行法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 当該労働金庫連合会が当該労働金庫連合会の取引の通常の条件に照らして当該労働金庫連合会に不利益を与える取引又は行為を、当該労働金庫連合会の特定関係者（銀行法第十三条の二本文に規定する特定関係者をいう。以下この条から第百六条までにおいて同じ。）に該当する特定金融機関（破綻金融機関（預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関をいう。以下この号において同じ。）及び破綻金融機関の権利義務の全部又は一部を承継する金融機関をいう。）との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ当該特定金融機関の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

〔一・三 略〕

(労働金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第百二十条 〔略〕

2 〔略〕

〔一・二 同上〕

三 保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約

〔2・3 同上〕

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由)

第百三条 〔同上〕

一 当該労働金庫連合会が当該労働金庫連合会の取引の通常の条件に照らして当該労働金庫連合会に不利益を与える取引又は行為を、当該労働金庫連合会の特定関係者（銀行法第十三条の二本文に規定する特定関係者をいう。以下この条から第十二条の十一までにおいて同じ。）に該当する特定金融機関（破綻金融機関（預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関をいう。以下この号において同じ。）及び破綻金融機関の権利義務の全部又は一部を承継する金融機関をいう。）との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ当該特定金融機関の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

〔一・三 同上〕

(労働金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第百二十条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 第四十三条第十二項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第四十三条第十二項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

(労働金庫代理業の許可の審査)

第二百二十五条 金融庁長官等及び厚生労働大臣は、法第八十九条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

〔一〇五 略〕

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ・ロ 略〕

ハ 労働金庫代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属労働金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を

3 第四十三条第十一項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第四十三条第十一項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

(労働金庫代理業の許可の審査)

第二百二十五条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 労働金庫代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属労働金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を

担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロ(2)において同じ。）（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属労働金庫と労働金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があることと認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者である場合及び所属労働金庫から地域における人口の減少等に伴う当該所属労働金庫の事務所の廃止その他これに類するものを理由として委託を受けて労働金庫代理業を行う場合を除く。）。

〔二・ホ 略〕

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イ、ロ、ニ及びホのいずれにも該当せず、かつ、労働金庫代理業として行う法第八十九条の三第二項第二号に掲げる行為の内容及び方法が次のいずれかに該当すること（その業務について所属労働金庫と労働金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合にあつては、前号イからホまでのいずれにも該当しないこと。）。

担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロにおいて同じ。）（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属労働金庫と労働金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があることと認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者である場合を除く。）。

〔二・ホ 同上〕

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所属労働金庫と労働金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められるときを除き、労働金庫代理業として行う法第八十九条の三第二項第二号に掲げる行為（所属労働金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方

イ 所属労働金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものであること。

ロ 事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引以外を内容とする契約の締結の代理又は媒介であつて、次のいずれにも該当すること（イに該当する場合を除く。）。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること。

(2) 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

(3) 兼業業務として信用の供与を行つている顧客に対し、労働金庫代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面又は電磁的方法による同意を得て、所属労働金庫に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属労働金庫が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

「号の細分を削る。」

法が、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）。

ロ 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

ハ 兼業業務として信用の供与を行つている顧客に対し、労働金庫代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属労働金庫に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属労働金庫が契約の締結の

判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとして
いること。

別紙様式第 12 号 (第 128 条関係)

[略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

4 金融機関の合併及び転換に関する法律 (昭和 43 年法律第 86 号) 第 51 条の 2 第 1 項 (同法第 67 条において準用する場合を含む。以下 4 において同じ。) の規定により法第 89 条の 3 第 1 項の許可を受けたものとみなされる者にあつては、許可番号を取得するまでの間は、許可番号に代えて、金融機関の合併及び転換に関する法律第 51 条の 2 第 1 項の規定により法第 89 条の 3 第 1 項の許可を受けたものとみなされた労働金庫代理業者である旨を表示すること。

別紙様式第 13 号 (第 147 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

労働金庫代理業に関する報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地
名称
氏名

(記載上の注意)

[1・2 略]

[1～5 略]

6 労働金庫代理業の実施状況

(1) [略]

(2) 貸出金関係

① [略]

② 媒介

[表略]

(記載上の注意)

別紙様式第 12 号 (第 128 条関係)

[同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[加える。]

別紙様式第 13 号 (第 147 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

労働金庫代理業に関する報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地
名称
氏名

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[1～5 同左]

6 労働金庫代理業の実施状況

(1) [同左]

(2) 貸出金関係

① [同左]

② 媒介

[同左]

(記載上の注意)

〔1～3 略〕

- 4 「件数」欄及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（労働金庫法施行規則第125条第6号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。
- 〔3〕・〔4〕 略〕

別紙様式第14号（第147条第1項関係）（日本産業規格A4）

労働金庫代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

（記載上の注意）

〔1・2 略〕

〔1～5 略〕

6 労働金庫代理業の実施状況

(1) 〔略〕

(2) 貸出金関係

① 〔略〕

② 媒介

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1～3 略〕

- 4 「件数」欄及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（労働金庫法施行規則第125条第6号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。
- 〔3〕・〔4〕 略〕

〔1～3 同左〕

- 4 「件数」欄及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（労働金庫法施行規則第125条第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。
- 〔3〕・〔4〕 同左〕

別紙様式第14号（第147条第1項関係）（日本産業規格A4）

労働金庫代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

（記載上の注意）

〔1・2 同左〕

〔1～5 同左〕

6 労働金庫代理業の実施状況

(1) 〔同左〕

(2) 貸出金関係

① 〔同左〕

② 媒介

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1～3 同左〕

- 4 「件数」欄及び「媒介額」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（労働金庫法施行規則第125条第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。
- 〔3〕・〔4〕 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部
改正)

第二条 労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。
厚生労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(法第三条第一項の主務省令で定める保存)</p> <p>第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の保存とする。</p> <p>一 第十三条第八項(第二十四条第十一項において準用する場合を含む。)において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百十一条第三項</p> <p>二 〇八 「略」</p> <p>九 第六十七条において準用する会社法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項</p> <p>一〇 〇二 「略」</p> <p>(法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等)</p> <p>第八条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の縦覧等とする。</p> <p>一 第十三条第八項(第二十四条第十一項において準用する場合を含む。)において準用する会社法第三百十一条第四項</p> <p>二 〇一 「略」</p>	<p>(法第三条第一項の主務省令で定める保存)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>一 〇七 「同上」</p> <p>八 第六十七条において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項</p> <p>九 〇一 「同上」</p> <p>(法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等)</p> <p>第八条 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>一 〇一 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この命令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。